

平成27年度第4回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日：平成27年7月30日（木）18：30～21：00

開催場所：伊丹市立中央公民館2階 講義室A

出席委員：^{すぐた}直田会長、中山副会長、阿部委員、有田委員、酒匂委員、榎本委員、
吉本委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立
- ・傍聴者は0名
- ・あらかじめ郵送した会議資料と、追加資料の確認

（署名委員について）

- ・第4回は、中山副会長と阿部委員

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

（事務局より）

- ・前回議事録について、意見を確認

（1） 前回までの委員会の検討事項の改正案の検討

→会議録の概要と会長私案を参照しながら検討

| | |-----| | 議 論 | |-----|

行政評価について

会 長： 前回の議論では、政策等の「改善」という文言を「見直し」としてはどうかということになったと思う。また、「政策等」という部分を「施策及び事務事業」という言葉で統一して整理した。

委員B： 整合性が取れているのであればこれでいいのではないか。「政策」は行政評価の対象としないということでもいいのか。

事務局： 伊丹市まちづくり基本条例の行政評価の条項と、行政評価の制度を時期

的に並行して検討していたため、こういう内容になった。政策を実現するために施策と事務事業があるということなので、政策そのものを評価するのではないということである。今の伊丹市の行政評価もそのように実施しているので、この条文との整合も取れている。政策そのものを変える時は総合計画の見直しになるので、行政評価を通じて見直していくことにはならない。

委員B： 行政評価と政策評価とを概念的に区別するということか。

事務局： そうなると考える。ただ、政策評価という用語は用いておらず、政策を評価する手法が現在確定的にあるわけではないので、総合計画を見直すということになると思う。

委員F： この条文における「行政」ということの意味は「施策」と「事務事業」という理解でいいか。

事務局： そう理解していただければいいと思う。

会 長： 他に意見がなければ、私案の通りでいいか。（委員承諾）

対話の場について

会 長： これは文言の整理がメインということだったので、特にご意見がないので私案の通りでいいか。（委員承諾）

情報の共有について

会 長： 前回、示した案で確定している。

国・他の地方公共団体及び関係機関との連携について

会 長： 前回、示した案で確定している。

総合計画について

会 長： 前回の議論で、三層構造をどうするかという議論があった。また、総合計画とは何かを明確にする、市民参画のあり方を規定するなどの意見があった。これらの議論を踏まえ、私案として整理した。この部分について、庁内からの意見はあるか。

事務局： 現在第5次総合計画の半ばにあるが、今後の総合計画のあり方として、総合計画を所管する政策部局に確認した。三層構造の部分については少なくとも第6次総合計画では維持するということであったので、このままとした。市民参画については、パブリックコメントを広く求めるなど、基本構想部分にとどまらず、市民の参画を求めていくということで、政策部局から意見をもらっており、委員会の意見に沿った形となっているのではないか。

- 会 長： 最上位の計画であると明記する自治体もあるが、総合的かつ体系的ということで、そういった内容も読み取れる。
- 委員 C： 一般的に、総合計画に市民が参画するのは基本構想の部分だと思うが、実施計画にも参画するということか。
- 事務局： 参画の手法はいろいろある。市民参画の手法の中で一番わかりやすいのは市民会議等だが、市民会議で議論していただくのは、主に基本構想の部分となる。ただ、総合計画の実施計画として位置付けられる後期5ヵ年実施計画などについては、パブリックコメントを通じて意見を出していただくという形で参画していただくことになるので、それも市民参画の一手法と捉えている。
- 委員 A： 宝塚市は、後期計画の部分もすべて市民参画で行っている。大変なことになるかと思うが。
- 委員 C： 現行のまちづくり基本条例の第10条「市民意見表明制度」に関連すると思うが、以前に事務局からこれはパブリックコメントのことと説明された。参画の手法はいろいろあるということだが、議論はまだしていないと思う。
- 事務局： 現行の第10条は、パブリックコメントのみの規定であり、市民会議の意見としては、第10条については現行のままで問題なく、更なる周知が必要、ということでもとまった。
- 委員 C： 総合計画の策定に関する市民参画と市民意見表明制度との整合性がとれなくなるのではと思うので、第10条については検討が必要ではないか。
- 事務局： 総合計画の策定に関する参画の手法としては、後期5ヵ年実施計画についてはパブリックコメントを取ることにすると聞いているが、将来的には変わる可能性がある。現行のパブリックコメントの条項では、「基本的な政策等を策定するとき」とあるので、当然に総合計画でも対象となるので、現状では不整合だとは考えていない。総合計画の策定に関して、市民が参画する手法は決まっていないので、その都度適切な参画手法を考えることになると思う。
- 委員 B： 基本計画は分野別のみで、地域別はやらないのか。
- 事務局： 行政が地域別の計画を作るのではなく、地域自らが地域の将来像を定めていただくのがいいのではないかと考えている。地域自治組織も試行段階だが、そこで考えていくこととしている。他市ではそういう事例もあろうかとは思いますが、伊丹市の場合、現状では、総合計画に地域の計画を位置付けるといふ段階にはなっていない。
- 委員 F： 第1項の「市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定め」というのはどこで定めるのか。総合計画で定めるのか。であれば、これは「政策」ではないのか。先ほどの説明では「行政」に「政策」は入らない

といったが。

事務局： 行政評価の対象としては、三層構造があるうち、「施策」と「事務事業」が対象であると申し上げた。総合計画というと、三層の構造すべてが総合計画であり、最上位の政策の部分だけ議決をもらうということになる。

委員B： 第1項の表現が分かりにくいということだと思う。今の文章だと、まず「市は、目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定め」とあり、「それを実現するための方法や手法を総合的かつ体系的に明らかにするため、総合計画を定める」と続くので、前段で書いている「将来像」や「まちづくりの目標」は総合計画に先行して定められるものであって、総合計画そのものではないように読める、ということではないか。

ここでいう「目指すべき市の将来像」や「まちづくりの目標」は、「政策」のことであり、行政評価の対象にはならない。対象となるのは、これらの実現に向けて行う「施策」と「事務事業」である。だが、総合計画の今の条文構成でいうと、第1項で「政策」の部分が総合計画に含まれないように読め、第2項で三層の構造を書くことによって、「政策」部分も総合計画の構成要素であるという内容となっている。このように、第1項と第2項がかみ合っていない印象を受ける点が、混乱の理由かと思う。

事務局： まず、総合計画とは何かを第1項で書き、その構成要素を第2項に書いている形なのだが。別の切り口になっているといえばそうかと思う。

会長： 第1項の将来像やまちづくりの目標は、総合計画に書いていないと明示的に表明する場所がない。したがって総合計画に書かれるのが通例となっている。

委員A： 宝塚市の事務事業評価は、各事務事業が総合計画に則ったものなのか、市民との適切に役割分担ができているかといった視点で評価される。総合計画が基本にあり、評価の際には計画に示されたまちづくりの目標に沿っているかが大事になり、行政評価と総合計画は連動したものになっている。

事務局： 伊丹市もその意味では、総合計画のどこに基づいた事業なのかという体系に沿って行政評価を行っている。

委員B： 私案の第1項では、総合計画の目的として、「目指すべき市の将来像及びまちづくりの目標を定める」ためと、「それを実現するための方法や手段を総合的かつ体系的に明らかにする」ためであると書いてある。もちろん今のままでもそう読めるのだが、違った読み方もできて、「市の将来像及びまちづくりの目標」を別で定めた上で、それらを実現するための方法や手段を明らかにするために定めたものを総合計画というというようにも読める。

事務局： たとえば、「目標を定めるとともに」といった風に並列して読める方が

いいかと思う。

会 長： 後段だけが総合計画だというように読めるのであれば問題なので、今のところは「目標を定めるとともに」とさせていただく。文言の修正は行政でも検討していただければと思う。

審議会等への市民参加について

会 長： 前回、無作為と公募の関係性について議論した。結論としては、無作為については公募の１手法であるということで、前回検討した無作為の文言は削除している。

委員Ｃ： 議事録には、「積極的に」の文言はいらないと発言し、会長も「当たり前のこと、特に必要ない」と言っておられるのに、今日の案でも残っているのは。

会 長： 当たり前というのは、ごく基本的なことであるという意図での発言だった。むしろ大事なことなので、必要だと思う。

委員Ｃ： 公募に応じるということだと考えると、「積極的に」よりも「主体的に」の方がいいのかと思う。

会 長： 積極的にならないと、主体的にもならないかと思うのであってもよいかと思う。

委員Ｃ： 第１項にも「積極的に」があるので積極性をずいぶん求める印象があるが。特に固執はしない。

会 長： では、案の通りとさせていただく。（委員承諾）

コミュニティ活動について・地域自治組織について

会 長： 前回地域コミュニティ・地域組織について、まちづくり基本条例に規定するという議論があった。議論を踏まえて案を作ったが、これに対し庁内でも意見が色々あったと思うので、事務局より説明をお願いする。

事務局： 会長に作っていただいた私案について、庁内会議で意見を聴取した。前回、コミュニティという用語について意見をいただいていたが、コミュニティという用語自体は、前文にもあるように、伊丹市においては親しみやすい用語だということで、この案のような見出しでいいということであった。地域自治組織については、現在試行を行っている段階であり、今後別の条例で規定する予定なので、第２項の部分については別の条例に委ねてはどうかという意見が出た。また、こういった取り組みをもっと庁内に周知していく必要があるという意見もあった。

本日、地域自治組織を所管するまちづくり推進課長より、地域自治組織について市の実情を踏まえ、今の条文についての課の考えを説明させていただきたい。（委員承諾）

課 長： 地域自治組織については、平成２７年・２８年度で試行している。現在２校区をモデル地区として取り組んでいるところで、課としてはこの地域組織を地域とともに作り上げたいと思っている。現在、伊丹市参画協働推進委員会で、市民会議の意見をもとに検討していただいているところだが、まちづくり基本条例に位置付けるのは、別に地域自治組織に関する条例を策定する時にはどうかと考えている。地域からこうした組織にしたいという意見もまだ出ていないので、もう少し時間をかけて地域合意を図りたい。

委員Ｆ： 地域自治組織条項の第１項の「すべての市民」は一人も欠けてはいけないということになるか。

事務局： 全員が加入しますといわないと組織が成り立たないという意味ではなく、区域内にお住まいのすべての住民が参加できることを保障する、すべての住民を対象とするという趣旨である。

委員Ｆ： 第２項に「１つの地域に１つに限り」とあるが、現在だぶっているところもあるのか。

事務局： ない。ただ、たとえば、地区社会福祉協議会と自治会の小学校区の連合会がそれぞれ存在しているところはあるので、それを一つにしていくという方向性である。試行の地域でも複数の組織が統合して一つの組織になった。

委員Ｆ： 今の自治会と地区社会福祉協議会をひとつにしてしまうということか。

会 長： 合体ではなく、協議会という組織として機能を持たせるということである。

委員Ｅ： たくさんの団体が普段はそれぞれ活動しており、何かの折には集まるということなので、そういう組織があるのは良いと思う。今の自治会だと、入りたくない人は入らない。そうではなく、あなたもメンバーですよ、何かやりたくなったら入れますよという組織があるというのは良い。たまに、よその地域とも活動の成果を共有できる報告会などもできれば良いと思う。

委員Ｄ： 条文の文言に特に違和感はないが、地域自治組織というもののイメージができない。市が地域で１つの団体を認定するということなので、認定のための条件が別にあるのかもしれないが、そのあたりの認識がないので、そういう組織を作るのが当たり前だという議論がピンとこない。自治会は入っても入らなくてもいいが、地域自治組織はすべての人が入るものだと言う。恐らく、市に住んでいるから市民であるということと同じような考え方かと思うが、そう考えると、この組織の役員の人は公務員や議員と同じような力を与えられるので、同じくらいの縛りを与えられるべきかと思う。こういった地域自治組織を作ることが良いことであるという前提になっており、この組織を作るのが当たり前だということが最初からの議論の

流れだが、率直な意見としては違和感がある。権利を与えられたものは権利の濫用などの可能性もでてくる。他の条例を作ることなので、罰則などはそこで書かれるのかもしれないので、この場で言っていることが適切かどうか自信がないが。

事務局： 今は試行的にしている状態なので、別の条例に定めるとあるが、それもこれからである。だから、この地域自治組織がこういった権限をもち、義務を負うのか、よく分からないという感覚は分かる。

会 長： だから「設立することができる」という規定になるのだと思う。ただ、実際、権限を与えられている自治組織は全国でもほとんどない。なので、今までの自治会などが担ってきたことを、力を分散させることによって、総合力を高めることが狙いである。そういったことが必要かどうかは、地域が考えることで、もちろん法的な権利・権限はない。

委員D： 法的権利がないのは分かるが、この組織が、これをやるからお金をこれだけ使うことができる、というのも権利の一つかと思う。

事務局： 確かに、一括交付金のような形で、地域が作ったビジョンに沿った事業に交付金を充てるということも、将来的な制度設計の時には考えることになる。従来のように目的を限定した補助金、という形にはしないので、その分、地域の考えや判断が重要になる。当然不透明に使われることはあってはならないので、透明性を確保する方法も同時に考えなければならない。

会 長： 組織ができれば、組織を動かす仕組みが大切だ。組織の中のルールがきちんとあり、独裁にならないことが重要だと思う。そのためにも第2項で「民主的かつ透明」と書いているのは、それを基本としないと、この組織の意味がないということである。これは住民にとってはきついかもしれないけれども、最低限必要なことだと思う。

構成員については、みなし構成員という考え方で、災害時には構成員という自覚があろうとなかろうと等しく援助の手をさしのべることになる。こういう仕組みの場合フリーライダーを許すのが大原則。

委員D： こういう組織の考え方は、主体的・中心的にやっている人が自由にできて、文句を言えば「じゃあお前がやれよ」となってしまうのではないかとと思う。

会 長： 自治会など既存の組織だと、そう言われてやらない人ばかりになって衰退している。

事務局： 大きな組織になると考えている。助け合うための人材を登録するにも、全体の人数がいないとできない。相互扶助の機能を強化するために、こういった組織の力を借りたいというのが趣旨である。

委員D： 目指すところは分かるが、こういう組織は大きくなればなるほど危険になると思う。選挙などもなく自由なので。

事務局： 役員を公募できる仕組みも必要かもしれないが、ようやく地域でもこう
いったことを考え始めた段階である。

会 長： 今は試行段階で完璧な組織はすぐにはできない。

委員 A： まちづくり基本条例に、今回書き込むかどうかは悩ましい。ここに書く、
書かないは置いておいても、文章としてはこれでいいと思う。このような
組織はとにかくリーダーに左右される。先ほどの意見で心配されているよ
うに、リーダーが組織を私物化しないためにも、「民主的かつ透明な運営」
ということは入れておくべき。また、近年は自治会で解決できない問題が
出てきている。高齢者が多い地域の場合、支える側も高齢者しかいないと
いうことになってしまう。概ね小学校区単位くらいの範囲であれば、動け
る人を組織の構成員にできるのではないか。こういう組織ができることによ
って、住んでいる人が自分の地域について真剣に考える機会となり、そ
れぞれが意見を述べ合える場ができることはとても重要である。お金が入
れば必ず透明性が必要になるので、自浄努力が生まれるのではないか。こ
れからは、行政頼みでは立ち行かない時代なので、ここに民主的・透明な
運営と書き込むことによって、地域がそうなることを期待したい。

委員 C： コミュニティ活動は個人の規定で、地域自治組織は集団の規定と考える。
どちらにも「まちづくり」という言葉が入りすぎているように思う。この
言葉が入ることによって、コミュニティ活動、地域自治組織とは何かとい
うことがかえってわかりにくくなっているので、取った方がいいと思う。
コミュニティ活動については、第 1 項は「自主的な意思によって、相互扶
助・地域課題の解決のために主体的に関わる」ということを書く。地域自
治組織については、第 1 項と第 2 項を 3 つに分けた方がいいと思う。まず、
第 1 項は、「市民は地域における自治を推進するために、地域自治組織を
自主的に形成することができる」とする。今の案では「設立」と言ってい
るが、「形成」か「構成」という表現の方がいい。次に第 2 項で、地域自
治組織とは何かということで、「地域の安全・安心、福祉、環境などの課
題を協議し、解決に向けて連携して取り組む」とする。第 3 項は範囲を説
明し、「おおむね小学校区を単位として、1 つの地域に 1 つに限り市長が
認定するものとする」、第 4 項に「組織は民主的かつ透明な運営を行って、
地域住民の誰もが参加できるとともに、その責務を果たす」、第 5 項に「市
長は、地域自治組織が行う活動に対し、必要な支援を行う」、第 6 項「地
域自治組織に関する必要な事項は別に条例で定める」と、全部で 6 項に分
けてはどうか。

地域自治組織の第 3 項で「市長は必要な支援を行うものとする」という
部分は、コミュニティ活動の第 2 項で「必要な支援を行うことができる」
との整合性が取れてない。

会 長： 整合性のところは、コミュニティ活動は任意団体として行うものなので「できる」としているが、地域自治組織は認定するので「行うものとする」としているので、整合性はとれている。

委員Ｂ： 試行でうまくいくか分からない段階で書くのを躊躇するという意見はよく分かる。ここの条項については、本格実施まで待つのもあり得ると思う。この条文については、議論を記録に残すだけにしておいて、本格実施の際に、その記録に立ち戻って書くということでも良いと思う。本格実施の時にどうなるのかと考えると、うまくいった場合はおそらく今のよう書き方になるし、うまくいかなかった場合は地域自治組織を作らない、ということになるかと思う。

事務局： 試行の２団体はすでに組織をつくっている。まちづくり基本条例に地域自治組織について規定するという議論は、この組織をまちづくりの基本として位置付けるかどうかということである。もし、試行でうまくいかないとすると、基本ではなくそれぞれ色々な形があるということとなり、条例に基づく認定や支援ではなくなることになるかと思う。

委員Ｂ： そういう可能性もあるのであれば、やはり待ってもいいのではないか。

委員Ｃ： 事務局の説明は理解するが、地域自治組織は市に認定してもらわなくても、旧来の地縁型組織に代わる新しいものをつくるという主体的な動きがあればいいだけではないか。市が懸念するのであれば、地域自治組織の提案の第１項（私の先の意見では１，２，４項）だけでいいのではないか。

会 長： それだとコミュニティ活動の条文だけでよくなる。地域自治組織の条項がないと、地域内で色々な主体が連携し、組織をつくったとしても、総括的な交付金が出せなくなってしまうのではないか。交付金があれば実際の自治活動はかなり制限される。こういう規定については、地域を実態としていかに再活性化させるかということである。他の自治体の事例を見ても、先に取り組みが実態としてあり、後からその実態を支えるルールができることが多い。先行事例から学習してきて、うまくいった部分、よくなかった部分を総合したら、最低限こういうことが必要だということで、今の形になっている。今回は試行だが、それが失敗なら、また新たな形を考えるだけだと思う。今、条例に規定するべきかについては悩ましいが、別条例がいつできるかは分からない状態である。政治的な動きで５年、１０年先になるかもしれないし、できないかもしれない。そうすると、その間地域自治組織は宙ぶらりんになるので、基本的なことだけでもまず定めるべきかと思う。基本的には地域の自主性に任せるべきだが、認定するとしたらその手続きは条例に規定しないといけないと思う。

委員Ｃ： 会長の言葉によると、市の本気度が問われるということになる。市が前向きに取り組もうとしているから、この審議会に付託され、議論している

のに、それが今できるかどうかあやふやな状態だというのなら、条文で規定しなければいいとなる。

事務局： 総合計画で５年前に位置付けられ、それに基づき今年度試行している。まず、地域ありきの取り組みで、時間をかけて議論を進めている状態なので、今この状態で、行政がこうあるべきと決めていくものではないと考えている。市の姿勢としては、着実に進めていきたいとは思っているが、実状を知っていただいた上で、ご検討いただき、ご意見を受けたいと考える。

委員Ｃ： 市民委員の方に意見をいただきたいのだが、市民側にこういった取り組みを市にやってもらわなくてもいいというような意見があるのか。あるいは、こういった組織を新たにつくろうとしていることに対する理解度はどうなのか。

委員Ｆ： 今聞いた範囲では、絶対参加しなければならないという組織ではないので、特に問題はないが、こういった組織がつくられようとしているのか、詳しくは現時点で分からない。

委員Ｂ： 委員Ｆは伊丹市民だが、選挙に行きたくないから行かないとしても、伊丹市民であることには変わりない。地域自治組織も同じで、住民である限り構成員となり、活動に参加するかどうかは別問題となる。その地域から引っ越さないかぎり、構成員でなくなることはできないということにはなる。

委員Ｆ： そういう組織であれば、できていいと思う。

委員Ｅ： すぐにはできないだろう。時間がかかると思う。周りの高齢化の様子を見ても、地域自治組織のようなものができるなら、助かるのでいいと思う。

委員Ｄ： 先ほどあった、伊丹市民と選挙の話と、地域自治組織の話は少し分けて考える必要がある。自分が伊丹市民であることや、選挙制度については小学校から習って知っている。ただ、地域自治組織についてはよく知らない。条例ができたとしても、見つけるのが大変だし、読んでもよく分からないということになる。地域組織に入ったとして、周りの人が良ければいいが、そうでない場合はどうにもできない。たとえば、引っ越ししてきた時、周りの人がどんな人かは選べないのと同じような感じかと思う。個人的には、そこまでの組織であれば、役員にボランティア的にお願いするというのはちょっと違和感がある。

委員Ｃ： 私が関わった別の自治体では地域自治組織の運営に関して、事務局的な仕事をする人には人件費を出す、運営に必要なことで地域外に出る時は旅費を出すといったルールを決めた例がある。お金と時間に余裕がある人だけが関わることでできる組織ではなく、いろんな人が参加しやすくなる。

委員Ｄ： ものすごくいい地域・組織になる可能性を秘めていることだとは思っている。ただ、その期待通りになるかどうか分からないという心配はある。だ

からといって何もやらないよりは、やってみることは重要だと思う。

委員 B：自治の最小単位は「市」だというのは小学校から学んできた自明のことである。伊丹の市政が嫌なら、引っ越すか選挙を通じて市長を変えるとこれまで学んできたが、市より小さな単位で同じようなことをやるということを、我々は今まで考えてこなかった。伊丹市というレベルでやってきたことを、省略化して小学校区レベルでやろうというのが地域自治組織の試みである。

委員 D：近所付き合いが希薄になりつつある時代に反対のことをやろうとしているので、ハードルは高いと思う。

事務局：人件費に関してだが、地域で意見の分かれるところである。日ごろからボランティアでやっていることに誇りを持っている人もおり、お金をもらうことに否定的な人もいる。しかしやるからには対価が必要ということも今後は考えるべきであるという議論を徐々に地域にしていっていただいている状態である。

委員 C：現在試行している団体は、市から説明に行って賛同してもらったところでつくられたのか。

事務局：市から説明に行き、手を挙げていただいた地域の人たちで作ろうとしているという形である。

委員 A：試行団体に手を挙げたところはどういった理由からなのか。

事務局：ある地域は、地域の中に代表する組織が3つほどあり、試行事業を契機に、それぞれが動くよりも一緒にやった方がいいと考えたようだ。また、中心市街地で世帯数も多くモデルケースになり得るということも手を挙げられた理由。試行団体になるにあたり、地域でも随分議論されたと聞いている。

委員 F：地域別でなく、テーマ別にしなかったのはなぜか。

会 長：力が分散しているよりまとめようというのがこういった取り組みの趣旨である。地域が一番まとめやすい。人間関係も、地域をベースにしていることが多い。防犯・防災なども、経験的に地域のつながりで動き、まとめるようになっている。小学校区というのは歴史的な意味もあるし、子どもが通学する範囲で人々が動くことを想定している。

委員 C：小学校区だと、ある時期は子どもが多いが、時間の経過とともに高齢者が多くなるなど社会状況が変化する可能性があるが、地域自治組織の範囲に適正なのか。

会 長：他市ではそれでうまくやっているようだ。小学校区が合併したら合併した小学校区で組織化したりしている。ある程度は地域の自主性に任せることにはなる。

委員 A：宝塚市では1か所だけ、小学校区3つで1つの組織になっている。旧長

尾村の範囲で、組織を作る時に話合いでそうなったのだが、この地域は今とても活動が活性化しているし、地域内でも地域外との話合いもうまくいっている。

会 長： 歴史は重要である。歴史を積み重ねているところは、自治の訓練ができているので、交渉の仕方や地域内での意見の聞き方なども知っている。

委員 A： もとからの住民の人だけで地域活動をしていたところに、新しくやってきた住民も一緒に取り組むようになってから、活動が活性化した。他の地域を見ても、新しい人材を巻き込むことが活性化のポイントのようだ。

会 長： コミュニティ活動の条項については異論がないということでもいいか。

委員 B： 案にある「自主的な意思」という文言は「自主的に」という文言でいいのではないか。

委員 C： 「実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自主的に行動するよう」に変えればいいのではないか。敢えて「まちづくり」の文言を入れなくてもいいのではないか。

委員 F： ささまざまな条項で「まちづくり」の文言が出るが、すべて同じ意味かが分かりづらい。自治という意味か。

委員 B： 「まちづくり」イコール「自治」で正しいと思う。「自治」も広い概念である。

委員 F： 「自治」は固いので「まちづくり」の方が分かりやすい。

会 長： 今の提案であれば、第 1 項の「まちづくり」は取れる。第 2 項はこのままでいいか。第 1 項の「地域社会」の文言はどうするか。

委員 B： 社会が必要か。「地域」でいいのではないか。

会 長： 「地域」という言葉にも幅があるが、後で他の部分と確認することとする。

会 長： 地域自治組織を規定するかどうかという点はどうするか。事務局は先送りをしてはという意見であったが。

委員 B： 認定制度の部分まで書くと、試行後の制度のあり方を縛ることになる。試行の結果がまだ分からないということであれば、先送りもあり得る。しかし、認定と認定した上での支援を書かないと、コミュニティ活動と同じような内容、つまり小学校区単位のコミュニティ活動というようになってしまう。地域自治組織がコミュニティ活動の特殊なものであるというには、認定と認定に基づく「must（義務的）」なものとしての支援を書かないと、規定する意味がなくなる。

会 長： 逆に、施行後のあり方を縛るために書く意義があるという考え方もあるのではないか。

委員 B： そういう結論となれば、それでいいと思う。

委員 C： 参画協働推進委員会が、市民会議の意思をどこまで尊重するかというこ

とだと思う。市民会議では「地域組織を、まちづくり基本条例に入れる方向で検討してください」という結論になっている。

委員 A： 総合計画にも「小学校区単位の地域組織づくりを支援し、条例でその位置付けを明確化する」と書いてある。条例とあるだけで、何の条例かは分からないが。

会 長： 将来、地域自治組織が必要ないと判断する時が来たら、その時規定を抜くということでもいいのではないか。その時は、伊丹市が都市経営の危機に直面する時だと思うが。

課 長： 地域がこういった地域自治組織を求めているのかということも、今、試行の中で探っている状態である。そういう状況にあって、今、市がこういう組織ということを規定してしまうことはできないのではないかと考えている。

委員 C： 試行が終わる時期と、このまちづくり基本条例の見直しを市長に答申し、改正する時期を確認したい。

課 長： まちづくり基本条例は来年の3月議会に改正する予定なので、まだ試行が始まって1年たっていない時期になる。試行は2年間なので、地域自治組織の条例は平成29年度に制定する予定である。

会 長： その平成29年度にという見通しも確定的ではないのではないか。

課 長： 平成27・28年度に試行した結果を受けて、平成29年度に条例を制定し、実際に動いていく予定である。試行する中で条例が必要であると考えている。

委員 A： 地域自治組織を別条例にするなら、もっと細かく書く必要があるのでは。条例をつくるのは17校区全部組織ができてからか。

課 長： そうではなく、2校区の試行が終わってからの予定である。

委員 A： そうであれば、先に大まかなことを書いておくべきではないか。この組織に必要な条項は、こういう組織にしなさいという内容ではなく、「民主的で透明な運営をする」ということだけで、これらを大きく規定しておけば、今後別条例をつくる際にもいいのではと思う。

会 長： 私の考えでは、総合計画にすでに載せているということでもあるので、市として絶対必要な最低限な要素について書いておく方が、今後別条例をつくる際にガイドラインとなっていと思う。また、先ほど意見があったが、市の姿勢が問われるところなので、そのところを確認したい。条文は、次回整理した上で、載せるか載せないかは改めて市長の意見を確認していただいた上で検討したい。

市長の役割と責務について

事務局：（市民会議のまとめの説明）

会 長： では順番に意見をお願いしたい。

委員D： まちづくり基本条例に書くかどうかはともかく、市長がやるべきことというので思いつくのは、選挙時に言ったことをやる、ということだと思う。市民会議の意見にある内容は、それはそれでいいことなので、規定すればいいと思う。職員の役割については、元々色々な所で指摘されていると思うので、その中で敢えてまちづくり基本条例に何を入れるべきかがよくわからない。普通に職務をやる中で色々な規定があるのに、さらに、まちづくり基本条例にこういった内容を書くことにメリットがあるのか。

委員E： 市長はトップなので、厳しいことが書かれていてもいいかと思う。選挙時にやるよといったことをやってもらうということでもいいと思う。職員の方は一生懸命やっていたいただいていると思うので、市民会議の案でも多いかなと思う。

委員F： 市長の役割として、職員の良好な環境をつくるというのは、市民にとってどうでもいいことだと思う。市民の信託に応えることが優先なので、順番を変えるべきではないか。職員の役割も、効率的・能率的にやるということよりも、市民に利益があることの方が重要だと思うので、文言の順番を変えるべきかと思う。

会 長： 職員の環境というのは、能力を発揮させ市民のために働かせるということだが、順番についてはまた検討するということで。

委員A： 市長の部分は特に意見はないが、市長の方に市民と協働して、という言葉があるので、職員の方でも入れてはどうかと思う。「全体の奉仕者」という言葉があるが、市民の方がどのようにこの言葉を使うのかが気になる。

委員C： 市民会議案では市長の責務はあるが、役割がないので入れるべきである。条文の「議員の役割と責務」では書いている。現行の第2項にあるように説明責任を果たすことは大切だと思うが、もう一つ、執行機関として、行政事務を管理し、予算・人員・資源などを適切に配分して執行しなければならないなどといった内容が必要なのではないか。職員の方は、よく使われるが「奉仕者」という言葉をもっとやわらかい言葉にできないかと思う。また、知識・技能の向上に努めるだけでなく、協働の時代になり、職員の意識改革が何よりも重要だと考える。協働の時代に合った意識改革や、資質が必要といった文言を入れるべきだ。

委員B： 現行の第6条が議員の役割と責務だが、第6条第1項を市長に置き換えればそのまま使える。市長にも同様の規定があってもいい。第2項も議員を市長にし、行政の「監視」ではなく、「執行」とすれば、ほぼそのまま使える。第6条の第1項と第2項に匹敵する内容を、まず市長に持ってきて、あとは市民会議の案のままでいいと思う。職員の方は、「第2条の基本理念にのっとり」というところが非常に大事だと思う。協働の部分など

も、第2条の理念が前提にあって、その実現のために努力する存在だと書ければ、先ほどの意見も盛り込めるのではないか。あと「全体の奉仕者」の部分について、「パブリック サービス」が語源だが、「全体の奉仕者」というと固い表現に聞こえるということか。

事務局： 地方公務員法にある用語なので、それを踏まえた確認の規定となるかと認識していたが、代わる言葉として適当なものがあるかどうかだが。

委員C： 「全体の奉仕者」に代わる言葉でなくとも、議員の規定のように「自らの責任を認識し、高い倫理観を保持し」というように、必要な内容が文章として書ければいいのではないか。

会 長： 理念として押さえておけばいいと思う。

委員B： 確認だが、市長だけで、他の執行機関については書かなくていいのか。

事務局： 今回は、教育委員会や議会事務局といった他の執行機関まで規定が必要だとの議論になっていない。

会 長： それでは、市長と職員の部分は次回、案を提示して結論を出したい。

3. 閉 会

会長より閉会の挨拶

以上の通り、平成２７年度第４回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認
します。

（以下、署名２名）